

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成29年8月14日29嘉鞍保第8499号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、措置入院に関する診断書に記載された審査請求人の個人情報である。

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、措置入院に関する診断書の「精神保健指定医氏名」の欄に記載された情報については、条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）に、同診断書の「病名」、「生活歴及び現病歴」等の欄に記載された情報については同項第5号（評価判断情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年8月1日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成29年8月14日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年8月22日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、平成29年9月26日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 自身の病状把握や措置診察までの流れを知り、正しい病識を持つことにより、今後受ける支援に役立てる為、審査請求を求める。

- (2)患者の意思による診察でない強制力のある法律に基づく診断を、同一の医療機関を使うことについて疑問がある。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第14条第1項第1号該当性について

措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であるため、「措置入院に関する診断書」の「精神保健指定医氏名」を開示することにより、本人が措置入院に関する不満や、指定医に対する不信感を抱き、診断内容の真偽や詳細を確かめるため、指定医の日常生活に支障を来すような行為がなされることを否定できず、指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号に該当し不開示としたものである。

(2) 条例第14条第1項第5号該当性について

措置入院は、本人の意に反して行われた行政処分であることから、本人の認識と指定医による診断結果に相違が生じる可能性がある。

そのため、「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」等を開示することにより、指定医が診察を行う際、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、診断内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な遂行を著しく困難にするおそれがあるため、本号に該当し不開示としたものである。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

本件個人情報は、実施機関が保有する措置入院に関する診断書に記載されている審査請求人に関する個人情報である。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第27条では、都道府県知事は、一定の者からの申請、通報又は届出のあった者について調査の上必要があるときは、その指定する指定医をして診察をさせなければならないとされている。

本件措置入院に関する診断書は、実施機関が、精神保健指定医2名に審査請求人を診察させた際の診断書であり、「被診察者の氏名、生年月日、住所、職業」、「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「診察時の特記事項」、「医学的総合判断」、「診断日」及び「精神保健指定医氏名」、「診察に立会った者の氏名、続柄及び年齢」、「診察場所」、「診察日時」、「職員氏名」等の欄から構成され、それぞれ所定の情報が記載されている。

(2) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合、何人でもこれを知り得る情報である場合は、基本的には、正当な利益を害することにはならない。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした情報は、措置入院に関する診断書に記載された精神保健指定医の氏名であり、この情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

措置入院は、本人の意思にかかわらず強制的に入院させる制度であるから、措置入院に至らないまでも、措置入院に関する診察を受けた者が事後的に病名や診察内容等について知り、その判断の当否について検討する権利は尊重に値するというべきである。

しかし、措置入院がそのような制度であるからこそ、精神保健指定医の氏名を開示した場合、措置入院に関する診察を受けた者やその関係者が、病名や診察内容等について、その真偽や詳細等を確認するため、精神保健指定医に不当な追及をし、その平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれがある。

本件においては、措置診察の結果、措置入院非該当と判断されたものの、その過去の経緯や事情に鑑みると、精神保健指定医の氏名を開示すると、審査請求人が、病名や診察内容等を確認したいとして、精神保健指定医の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及をしようとするおそれがあり、開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(3) 条例第14条第1項第5号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、診療、指導、相談、選考等個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報を開示した場合、当該事務の過程等を知らせることとなり、当該事務の適正な執行に支障を

及ぼすおそれがあることから、評価判断情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

「事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる」場合とは、請求者に開示することにより、事務の適正な執行が困難になる可能性が客観的に認められる場合をいい、当該個人に対して、公正な評価、判断が行えなくなるおそれがある場合のみならず、本人の評価、判断に影響はないが、開示することにより、今後、反復・継続して行われる本人以外の者に対する評価、判断を公正かつ適切に行うことを困難にするおそれがある場合も含まれる。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした情報は、措置入院に関する診断書の「病名」、「生活歴及び現病歴」、「重大な問題行動」、「現在の精神症状、その他の重要な症状、問題行動等、現在の状態像」、「診察時の特記事項」のそれぞれの欄に記載された情報である。これらの情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

措置入院に関する診断書に記載されている病名等の情報は、実施機関が措置入院の要否を判断するために、精神保健指定医の判断により取得した情報であり、当該不開示情報は本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、精神保健指定医が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記載に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、措置入院が必要であるか否かの判断内容に影響を及ぼし、今後の措置入院事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。